

環境報告書作成基準（案）及び環境報告書審査基準（案）

．策定の背景

環境報告書は、事業者の自主的積極的な環境配慮への取組が社会や市場の中で積極的に評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつである。環境報告書を作成・公表する事業者は着実に増加しつつあるもののいまだ十分ではなく、今後は、さらなる環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図っていくことが重要である。

このため、環境省では、平成 11 年度から環境報告の普及促進を図るための方策について検討を実施しており、環境報告書の信頼性の向上を図るために有力な方策のひとつとして、環境報告書の第三者レビューの有効性が指摘されてきたところである。平成 15 年 3 月に取りまとめられた「平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」においては、平成 16 年度を目途に自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みを整備することが提言された。

また、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）（平成 15 年 3 月閣議決定）」においても、環境報告書の普及促進を図るとともに、比較可能性及び信頼性の向上を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を進めることが指摘されており、「循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月閣議決定）」において、環境経営の推進に係る数値目標として環境報告書の公表率に係る政府目標が掲げられている。

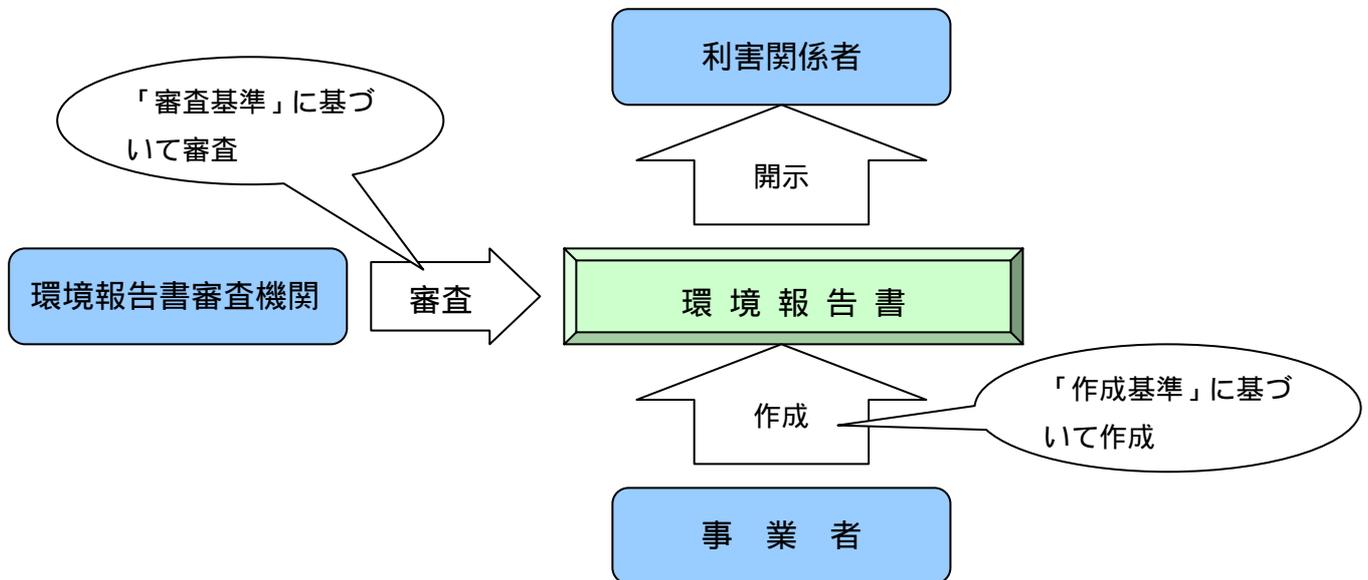
こうした各種の提言等を踏まえ、企業実務者、学識経験者、審査実務者等から構成される「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」を設置し、環境報告書の審査対象項目に必要な環境報告書の記載事項を定めることを目的とした「環境報告書作成基準」及び環境報告書の審査事項や審査手続きについて定めることを目的とした「環境報告書審査基準」の策定に向けた検討を実施することとした。

これらの基準（案）は、「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」におけるこれまでの検討結果を中間的に取りまとめ、広く各界の意見を求めるものである。

なお、こうした事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が社会や市場の中で積極的に評価されるような条件の整備が必要であることから、中央環境審議会総合政策部会に「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置し、平成 15 年 11 月より検討が進められている。自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みはこうした条件整備の一助となることが期待されているものである。

【環境報告書の第三者レビューの仕組み案】

平成 14 年度の検討会で提言された仕組み案は、事業者は「作成基準」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを環境報告審査機関が、「審査基準」に基づいて審査を実施することとし、このような手続きを経た環境報告書は、共通基盤に沿った環境報告書として開示するものである。



・環境報告書作成基準（案）

1．概要

（1）構成

環境報告書作成基準（案）は、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを示す「本文」、本文の内容を補足する「注解」、本文のうち「10．事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組状況」を記載する際の参考例を示す「付表」から構成される。

（2）内容

1．目的

環境報告書の第三者レビューの仕組みへの参加に必要な環境報告書の記載事項を定めるものである。

2．一般的報告原則

一般的報告原則は、合理的な報告を行うに当たっての基本的な考え方または理念であり、判断に迷った場合などに方向性を確認するための原則が示されている。

3. 環境報告書に含まれる記載事項

事業者の環境配慮に関する状況概観できるように配慮された、基本的な7つの記載事項を示しているが、さらに事業者の実情に応じて、項目を追加することができる。

対象期間及び対象組織

事業の概況

事業活動における環境配慮の方針等

事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括の概要

環境マネジメントシステムの状況

環境に関する規制の遵守状況

事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況

(*)環境負荷の状況は環境パフォーマンス指標を用いて定量的に示すこととされ、具体的な環境パフォーマンス指標は事業者が実情に応じて決定することができる。環境パフォーマンスの集計方法について、未確定な部分もあるため、事業者が採用した測定または算出の方法を記載することとして透明性を高めている。

(付表) 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示

環境パフォーマンス指標の参考例として、総エネルギー投入量、水資源投入量、廃棄物等総排出量等が示されている。

2. 基本的な考え方

(1) 作成基準の対象

近年、事業者の発行する環境に関する情報を含む報告書は、環境だけでなく、経済的側面や雇用や労働安全衛生などの社会的側面を含め、「持続可能性報告書」あるいは「社会・環境報告書」等として発行されるケースが増加しつつある。

そのため、本基準の取り扱う環境報告書は、報告書の名称を問わず、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、環境に関する部分については、本基準の対象となりうることにしている。

(2) 環境報告書に記載すべき情報の選択

本基準案においては、環境報告書に記載すべき事項として8項目を提示しているが、各項目の具体的な記載内容や対象範囲については、事業者が利害関係者の判断に与える影響の重要性を考慮することを基本的な考え方としている。特に、事業者の事業活動の態様により大きく異なる環境パフォーマンスについては、事業者が選択する際の参考となるように、重要な環境パフォーマンス指標の例を付表に提示することとした。

(3) 情報の開示に関する留意点

本基準案では、上記(2)にあるように事業者が記載すべき内容を決定することとしており、環境報告書に掲載すべき情報の測定方法や算出方法、集計範囲等について一律に明確に規定することはしていない。このため、環境報告書の作成事業者においては、例えば、環境パフォーマンスの集計結果だけでなく、その測定方法や算出方法、集計範囲についても明確に記載することとした。

3. 委員名簿

魚住 隆太	朝日監査法人環境マネジメント部部长
小野 元司	麒麟ビール株式会社社会環境部部长
河野 正男	中央大学経済学部教授
國部 克彦	神戸大学大学院経営学研究科教授
佐藤 泉	弁護士
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社環境部企画グループ担当部長
古田 清人	キヤノン株式会社グローバル環境推進本部 環境統括・技術センター環境企画部長
安井 至	東京大学生産技術研究所教授

(50音順、敬称略、 : 座長)

. 環境報告書審査基準(案)

1. 概要

(1) 構成

環境報告書審査基準(案)は、環境報告書審査の実施についての基本的な枠組みを示す「本文」、本文の内容を補足する「注解」から構成される。

(2) 内容

1. 目的

環境報告書の審査実施において、環境報告書審査機関が環境報告書の審査を実施する際に準拠すべき方法を定めるものである。

2. 一般基準

環境報告書審査の目的、対象を定めているほか、環境報告書審査機関のあり方、環境報告書審査機関が守るべき義務等について定めている。

3．実施基準

環境報告書審査機関が環境報告書の審査を実施する際の手続について定めている。

4．報告基準

環境報告書審査機関が結論を表明する際に、審査報告書に記載すべき事項等を定めている。

2．基本的な考え方

(1) 審査の対象

環境報告書審査は、環境情報が生成し、集計され、外部に公表されるまでのそれぞれのプロセスにおける正確性を重視しており、最終的な環境報告書の表現のみをチェックすることを意図した審査ではない。

具体的な審査の対象を環境報告書作成基準に沿って示したが、事業者との合意により審査対象を拡大できることとした。

(2) リスクアプローチ

環境報告書審査の実施手続の根幹をなす考え方はリスクアプローチである。リスクアプローチとは、環境報告書審査上に存在する複合的な審査リスクの程度を合理的な程度に低い水準に抑えるために、審査リスクが高い事項について重点的に環境報告書審査機関の人員や時間を充てることにより、審査を効果的かつ効率的な実施するという手法である。

リスク概念

審査リスクを、環境報告書における重要な誤りや漏れを見逃して、誤った結論を表明するリスクであるとし、審査リスク構成する固有リスク、統制リスク及び発見リスクの概念を示した。

リスクアプローチの考え方

リスクアプローチの考え方は、虚偽記載が行われる可能性の要因の把握及び評価を通じて、実施する審査手続、実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な審査を実現しようとするものである。これは、企業が自ら十分な内部統制を構築し適切に運用することにより、虚偽記載が行われる可能性を減少させるほど、審査も効率的に実施されることを意味する。したがって、リスクアプローチに基づいて審査を実施するためには、環境報告書審査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。

(3) 結論の表明方法

環境報告書審査の結論は、審査手続の範囲の限りにおいて判断したものであることを明記することとした。

3 . 委員名簿

上妻 義直	上智大学経済学部教授
児嶋 隆	中央大学商学部教授
内藤 文雄	神戸大学大学院経営学研究科教授
中山 芳雄	財団法人日本品質保証機構企画センター企画部企画課参与
長原 歩	キッコーマン株式会社環境部長代理
真砂 淳司	シャープ株式会社環境安全本部環境戦略室参事
丸山 陽司	株式会社 KPMG 審査登録機構代表取締役社長
渡邊 泰宏	中央青山監査法人社員
	日本公認会計士協会環境監査専門部会部会長

(50 音順、敬称略、 : 座長)